

証券取引法施行令の改正（案）の概要

【第一条の十二】

有価証券債務引受業の対象となる取引として、法第二条第二十六項において定める有価証券の売買等、外国市場証券先物取引及び有価証券店頭デリバティブ取引のほか、有価証券の貸借等を定める。

【第七条第五項第五号】

公開買付けの例外としてバイイン（証券取引清算機関に対し有価証券の引渡債務を負う清算参加者が決済時限までに引渡債務の履行を行わなかった場合において、当該清算参加者が引渡債務の履行を行わなかったことにより発生した有価証券の授受の遅延を解消するために行う当該授受に係る有価証券の買付けであって、当該証券取引清算機関の業務方法書に定めるところにより行うもの）を定める。

【第十二条第五号】

公開買付者等の公開買付期間中における公開買付けによらない株券等の買付け等の禁止の例外として、証券取引清算機関の清算参加者が行うバイインを定める。

【第十七条の三の四】

登録金融機関の行う有価証券等清算取次ぎの対象となる取引を定める。法第六十五条第二項第八号に定める有価証券の売買等、外国市場証券先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引のほか、有価証券の貸借等を定める。

【その他】

その他、有価証券等清算取次ぎの規定の整備に伴う所要の改正等を行う。